

令和4年度

第1回 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会 会議概要

- 日 時 令和4年4月27日水曜日
午後2時00分～午後3時35分
- 場 所 市役所本館12階 1205会議室
- 出席委員 齊藤委員, 別府委員, 市川委員, 長谷川委員

(内 容)

1 委嘱書の交付

- 下記の5名(50音順)に鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)委員を委嘱し, 委嘱書を交付した。
《鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会委員》
 - ・ 一級建築士 市川 恭子 氏
 - ・ 中京大学 経済学部 准教授 齊藤 由里恵 氏
 - ・ 税理士 須川 尚郎 氏(欠席につき, 委嘱書は後日交付)
 - ・ 元行政職員 長谷川 玲子 氏
 - ・ 株式会社 三十三総研 調査部長 別府 孝文 氏
- 委嘱期間は, 令和4年4月27日から令和6年3月31日。

2 選定委員会について

(1) 選定委員会の設置及び審議事項について

- 事務局から選定委員会の設置及び審議事項について, 以下の説明を行った。
 - ・ 選定委員会の設置根拠
 - ・ 選定委員会の所掌
 - ・ 選定委員会の審議事項

(2) 会長及び職務代理者の選出

- 会長の選出及び職務代理者の指名が行われ, 次のとおりとなった。
 - ・ 会長 齊藤委員
 - ・ 職務代理者 別府委員

3 諮問

- 市長から選定委員会会長に対し, 河川防災センター以下18施設に係る

公の施設の指定管理者の候補者選定に関することについて諮問を行った。

- 事務局から指定管理者候補者の選定を行う施設 18 施設について説明を行った。

4 選定委員会の運営について

(1) 委員会の運営等について

- 事務局から会議等の運営について、以下の説明及び提案を行い、事務局の提案が了承された。
 - ・ 委員会の会議は、公の施設の指定管理者制度運用指針及び鈴鹿市情報公開条例第 7 条第 3 号に基づき、原則非公開とする。
 - ・ 非公開理由は、会議を公開することで、率直な意見交換が損なわれたり、審議及び調査が阻害されたりして、会議の目的が達成されないおそれがあることや、応募者の信用及び技術等に関する情報が公開されることで、利益を害するおそれがあること。
 - ・ 選定委員会は非公開だが、会議録は作成。会議録は、過去の選定委員会同様、議事内容を要約筆記し、委員の個人名は記載しない。
 - ・ 審議内容について透明性を確保するために、作成した会議録は市ホームページで公開。
 - ・ 会議録から、情報公開条例による不開示情報、応募者のノウハウにかかるようなものについては除外。
 - ・ 委員名簿は市ホームページで公開。
- 委員と指定管理者の利害関係について下記のとおり説明及び確認を行い、了承された。
 - ・ 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会規則第 5 条により、指定管理者の選定においては、「委員は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他団体との利害関係を有する場合は、その審議に加わることができない」とされていることから、非公募により選定を行おうとする施設の申請予定団体との利害関係の有無について申出書の提出を求め、出席委員全員が非公募により選定を行おうとするすべての施設にかかる審議に参加できることを確認した。
 - ・ 欠席委員については、別途申出書の提出を求め、次回委員会において確認を行う。
 - ・ 公募により選定を行う施設については、応募団体が確定してから、改めて申出書の提出を求め、審議への参加の可否を確認する。

(2) 指定管理者選定スケジュールについて

- 令和4年度公の施設の指定管理者選定委員会開催スケジュールについて、以下の説明を行った。
 - ・ 本年度の選定委員会について、全6回の開催と各回における審議予定である。
 - ・ 公募に選定を行う施設の応募や審議の状況によっては開催回数が増加することもある。

5 非公募による選定の妥当性及び評価基準について

- 鈴鹿市伝統産業会館，鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場，鈴鹿市千代崎駐車場について、当該施設を所管する地域資源活用課から施設の概要調書等の資料を基に非公募する考え方と理由を示し、各施設について次のとおりの結果となった。

(1) 伝統産業会館

公の施設の指定管理者制度運用指針において公募によらないことができる事由のうち「ウ 地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる場合」「エ 極めて専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」に該当すると考えられることから、非公募による選定は妥当である。

評価基準についても、施設の設置目的を効率的効果的に達成することができる団体及び提案であるかどうかの適否を適切に判断できるものと確認した。

(2) 鼓ヶ浦駐車場，(3) 千代崎駐車場

公の施設の指定管理者制度運用指針において公募によらないことができる事由のうち「ウ 地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる場合」に該当すると考えられることから、非公募による選定は妥当である。

評価基準についても、施設の設置目的を効率的効果的に達成することができる団体及び提案であるかどうかの適否を適切に判断できるものと確認した。

- 主な審議内容は以下のとおり。

(1) 伝統産業会館

【担当課への質疑応答】

(委員)

- ・ 新しい取組に挑戦されているが、利用者の年齢層に変化はみられるか。(地域資源活用課)

- ・ 従来から県内外からの利用者いずれも社会見学が中心であり小中学生が多いが、コロナ禍であることから全体としての利用者が減っているため、新たな層についても関心を持ってもらうことが少なからず出始めてきている。
- ・ 初めは観光で来て、伝統工芸に興味を持った20代の方が3年ほど前に群馬から移住してきたりといったことが、レアケースではあるものの実態としてある。

(委員)

- ・ 型紙と墨を対象とした施設だが、非公募団体は型紙の団体。鈴鹿製墨協同組合が表立って関与することはないのか。

(地域資源活用課)

- ・ 会館の運営は形紙協同組合がしているが、実演においては製墨協同組合も館に来て実施している。

(委員)

- ・ 研修室の稼働率がコロナ禍で落ちているが、どういう人が使用されているのか。

(地域資源活用課)

- ・ 100名程度入れるので、社会見学の子供たちが使用することが多い。
- ・ また、流し台があるので、型紙教室の参加者や墨を擦ったときの洗い場としても使ってもらっている。

(委員)

- ・ 建物の管理運営だけに携わり、修繕はしてもらわないということか。

(地域資源活用課)

- ・ 30万円までの修繕は指定管理者にやってもらうが、大規模な修繕については行政側が実施している。自主事業等で収入を上げながら、できれば指定管理料を修繕費に充てられるようにしてもらえるようになるのが理想ではないかと考えている。

(委員)

- ・ 和室などの部屋もたくさんあり施設使用料も設定されているようだが、それほど活用されているわけではないように見受けられる。指定管理者が使う場合は使用料が発生しないのか、それとも団体の活動は別の場所でやっているのか。

(地域資源活用課)

- ・ 産業振興と一部販売も実施し活用してもらっているが、メインの活動場所は伝統産業会館だけではない。

(委員)

- ・ 販売もしているとの説明であったが、さほど周知や宣伝をしているわけでもなく、あくまで行政の税金を使って運営されている施設であり、あまり収支を考えていないようにも思える。若手職人の養成などは広報紙で見たり聞いたりするが、それが伝統産業会館の運営とつながっているようにも思えない。

(地域資源活用課)

- ・ ご指摘のとおり情報発信がうまくいっていないと感じる部分はある。今後もっといろいろな方に来ていただける、また施設を知っていただける取組については今年度実施したいと考えている。

(委員)

- ・ 子どもたちに伝統産業について知ってもらうことも公共として必要だが、ある程度収益になることも必要だと考えるので、指定管理者にはそういったことも取り組んでいただきたい。

(委員)

- ・ 評価基準の中に「施設の効用が最大限発揮されるかどうか」という項目があり、自主事業に関しても積極的に取り組んでいるとの説明があったが、16時半で閉館というのは観光にしても短いように感じる。特別な理由がある場合は変更することができるとの但し書きがあり、開館時間を長くすることについては、うまくやれるならそれに越したことはないの、書き方はこのままとしても、申請団体に対してはもう少しフレキシブルに活用できる旨説明が必要。
- ・ コロナ禍の経験を踏まえると市外から来てもらうのも大事だが、市内の人が十分に活用できること、そして防災時の機能も含め公の施設として住民にその存在を認知しておいていただく必要を考えると、何度も足を運び、目にしておいてもらうことも重要なので、団体との対話の機会においてはそういったことも伝えるとよい。

【審議】

(委員)

- ・ 伝統産業に特化した施設であることから、管理運営を行う団体はその伝統産業に対する知識・技術を持つ団体に限られる。

(委員)

- ・ 地元の伝統産業であるということから、その地域に密着した団体であるという点においても妥当である。

(委員)

- ・ 伊勢型紙と鈴鹿墨という伝統産業の従事者の組織が運営していくことが、効率性・発展性につながり、他の団体が実施できるとする理由も

ない。

(2) 鼓が浦駐車場, (3) 千代崎駐車場

【担当課への質疑応答】

(委員)

- ・ 駐車場の管理は海水浴シーズンだけか。

(地域資源活用課)

- ・ その期間だけである。

(委員)

- ・ 管理経費は人件費とイコールということか。それ以外のお金はかかっているのか。

(地域資源活用課)

- ・ そのとおりで、ほぼ人件費のみである。

(委員)

- ・ 令和2年度の使用料収入がなく人件費がかかっているのは、無料開放していたからという理解でよいか。

(地域資源活用課)

- ・ そのとおり。

(委員)

- ・ 指定管理料の実績額に出来高は含まれているか。

(地域資源活用課)

- ・ 令和元年度までは出来高を含んだ額が指定管理料となっている。

(委員)

- ・ そういうところがインセンティブとなっているということで理解できる。

(委員)

- ・ 駐車場ということで建物はないが、施設の維持管理という意味では草刈りなどの管理も入っているのか。

(地域資源活用課)

- ・ 貴見のとおり。

(委員)

- ・ 臨時職員はアルバイト、シルバー人材センターから派遣などあると思うが、どういった方か。

(地域資源活用課)

- ・ 団体に属し、臨時で雇われている地域の方である。
- ・ 最終退出者が出てから閉場するといった対応は近隣に住んでいる方

でないと難しい。

(委員)

- ・ ゲートを付けて単純に機械化すればよいということでもないと感じる。

(委員)

- ・ この事業自体は管理団体の財務状況にはあまり左右されずに行える事業という認識でよいか。

(地域資源活用課)

- ・ 貴見のとおり。

(委員)

- ・ 地元観光協会というのは、海水浴場の管理を行うための団体か。

(地域資源活用課)

- ・ それをメインに、海水浴場の清掃等も行っている。

【審議】

(委員)

- ・ 駐車場に関しては、管理が大変で近隣住民でないと難しいという点から妥当。

(委員)

- ・ 地域に密着した団体であり、わずかな期間の運営ということで、他の団体からの応募は見込めない。

(委員)

- ・ サウンディング調査を実施したが提案もなかったということから、他の団体からの応募も考えられない。

6 その他

- 事務局より、第2回委員会について、令和4年5月16日午後1時30分開始である旨確認を行った。

以 上